

## 取組Ⅱ 地域のネットワークづくりの強化



### i) 地域のネットワークづくりの推進

P118～

#### (1) 「見守りネットワーク」づくりの推進

- ➡ 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進
- ➡ 地域版活動強化方策

#### (2) 相談支援ネットワークの充実

- ➡ 地域ケア会議を活用した地域包括支援ネットワークの構築
- ➡ 権利擁護支援地域連携ネットワークの構築

#### (3) 川崎市がつくるネットワーク基盤の整備

- ➡ 地域包括ケアシステム連絡協議会
- ➡ 地域見守りネットワーク事業
- ➡ 川崎市安心見守りネットワーク会議

### ii) 相談支援体制の整備

P126～

#### (1) 地域包括支援センターの機能の充実

- ➡ 地域包括支援センターの体制整備
- ➡ 総合リハビリテーション推進センター

#### (2) 地域リハビリテーションの推進

#### (3) 高齢者の権利擁護の推進

- ① 高齢者の権利擁護の取組
  - ➡ 川崎市あんしんセンター
- ② 成年後見利用促進計画の取組
  - ➡ 本人を中心とする「チーム」の支援
  - ➡ 「川崎市成年後見利用促進協議会」
  - ➡ 成年後見支援センター（中核機関）の取組
  - ➡ 市民後見人
  - ➡ 成年後見制度利用支援事業
  - ➡ 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターにおける相談事業
  - ➡ 終活等の意思決定支援を推進する取組の普及啓発
  - ➡ 川崎市未来あんしんサポート事業
- ③ 消費者被害の防止
  - ➡ 川崎市消費者行政センターの取組
- ④ 高齢者虐待の防止
  - ➡ 高齢者虐待防止に向けた各種研修
  - ➡ 身体拘束廃止に向けた取組
  - ➡ 養介護施設従事者等による虐待への対応

#### (4) 包括的な相談支援の推進

### iii) ひとり暮らし等高齢者の支援の推進

P139～

#### (1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

#### (2) ひとり暮らし等高齢者を支えるための取組

- ➡ 高齢者等緊急通報システム事業
- ➡ 日常生活用具給付事業

### iv) 要支援者等の介護予防・重度化防止

P142～

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の再編

- ① 自立支援型サービスの整備
  - ➡ 健幸 UP!!プログラム
  - ➡ あんしん暮らしサポート

#### (2) 生活支援体制の整備

- ➡ 小地域における生活支援体制整備事業

#### (3) 地域資源の充実

- ➡ 住民主体による要支援者等支援事業

- ➡ 地域包括ケアシステム連絡協議会・ワーキンググループ
- ➡ 地域ケア会議を活用したニーズ把握の取組

## これまでの主な取組

### i) 地域のネットワークづくりの推進

- 地域ケア圏域（44 圏域）を設定し、圏域ごとの地区カルテを整備する等、区役所を中心とした地域マネジメントの取組を推進しました。
- 地域包括ケアシステム連絡協議会や、地域見守りネットワーク事業による、地域の多様な主体の参画によるネットワーク構築の取組を推進しました。

### ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進

- 地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、高齢者生活状況調査を実施し、ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実を図りました。また、見守り対象者の把握に係る民生委員児童委員の負担軽減のため、調査方法を郵送に変更しました。

### iii) 相談支援ネットワークの充実

- 相談の増加に対応するための地域包括支援センターの運営の安定化、体制整備を推進しました。

＜センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置状況＞（各年度末、令和5年度は10月1日時点）

	第7期計画			第8期計画		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
定数	186人	188人	190人	192人	193人	194人
実配置人数	170人	171人	173人	183人	181人	179人
充足率	91.4%	91.0%	91.1%	95.3%	93.8%	92.3%

- 地域包括支援センターの認知度が低下（令和元年度調査 44.4%⇒令和4年度調査 43.8%）したため、センターのパンフレットを刷新し、映像・ウェブ広告等による広報手法の多様化を図りました。
- 総合リハビリテーション推進センターの設置による地域包括支援センター及び区役所の相談支援業務及び地域ケア会議開催等の支援を実施しました。（支援実績 令和3年度：52件 令和4年度：126件）
- 地域リハビリテーションの推進に向けて、市内8か所の病院、介護老人保健施設に地域リハビリテーション支援拠点を設置しました。
- 包括的な相談支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を円滑に行える相談支援従事者を育成するための「包括的相談支援従事者研修」を実施しました。

### iv) 権利擁護体制の推進

- 高齢者の権利擁護体制の推進に向けた、川崎市成年後見支援センターを設置しました。
- 成年後見制度の円滑な運営に向けた成年後見制度利用促進計画を策定しました。
- 高齢者虐待の防止、対応の円滑化に向けた高齢者虐待対応マニュアル・高齢者虐待対応フローの見直しと、リスクアセスメントシートの改定及び研修を実施しました。
- 施設従事者虐待への対応を強化するため、社会福祉士・弁護士で構成される川崎市高齢者・障害者虐待対応専門職チームを設置しました。

### v) 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止

- 要支援高齢者等の介護予防・重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の見直しのため、モデル事業を実施しました。
- 小地域単位の生活支援体制整備のため、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所への生活支援コーディネーターの配置を進めました。
- 要支援高齢者等の居場所づくりに向けて、住民主体による通いの場づくりを支援する「住民主体による要支援者等支援事業」の受託団体確保の取組を進めました。

## 第9期計画での主な課題と施策の方向性

### 課題

- ✓ 高齢化や核家族化の進展により、家族の支援を受けにくいひとり暮らし等高齢者が増加しているため、見守りや生活支援ニーズの増加が見込まれます。
- ✓ 支援に結びつかない人や複雑化・複合化した課題を抱えた世帯等への対応が必要です。
- ✓ コロナ禍による地域活動の縮小や、地域社会の変容、ライフスタイルの変化に合わせて、地域のネットワークを担う多様な主体の参画が必要です。
- ✓ 相談ニーズの増加等により地域包括支援センターの総合相談支援業務等の負担が増大しており、相談機能の維持に向けた相談支援体制の整備が必要です。
- ✓ 認知症の人やひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、消費者被害や高齢者虐待など、高齢者の権利侵害も増加する恐れがあることから、高齢者の意思決定支援や権利擁護の取組を更に推進する必要があります。また、養護者に該当しない者からの虐待や、セルフネグレクト等の権利侵害の防止が必要です。
- ✓ これまでの要支援・要介護状態になることの予防に加え、要支援等の軽度の状態からの重度化防止のための取組が必要です。
- ✓ 虚弱・要支援状態等になってもつながり続けることができる地域資源が不足しています。

### 施策の方向性

#### i) 地域のネットワークづくりの推進

- 市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域特性に応じた見守りネットワークづくりを進めます。
- 地域ケア会議を活用した地域包括支援ネットワークの構築や、権利擁護支援地域連携ネットワークの構築など、相談機関等による相談支援ネットワークの充実に向けた取組を進めます。

#### ii) 相談支援体制の整備

- 相談ニーズ増加に対応するための地域包括支援センター等の更なる体制整備に取り組みます。
- 総合リハビリテーション推進センター等による支援者支援の機能等を検証し、更なる機能充実に向けた検討を進めます。
- 養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化を図ります。
- 包括的な相談支援を推進します。

#### iii) ひとり暮らし等高齢者の支援の推進

- ひとり暮らし等高齢者の増加を見据えた対策を進めます。

#### iv) 要支援者等の介護予防・重度化防止

- 要支援者等の初期相談を充実するため、地域リハビリテーション支援拠点の体制充実と、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所への生活支援コーディネーター配置を進めます。
- 要支援者等の介護予防・重度化防止に資する自立支援型サービスの整備を進めます。（新規の介護予防サービス等利用者の2割程度の利用を目標とする（令和8年度））
- 要支援者等の参加・活動等を支える地域資源の充実策及び資源につなぐ機能の整備を進めます。

### 主な成果指標

指標名	現状	目標	指標の出典等
地域ケア会議の開催数	491回 (令和4(2022)年度)	600回以上 (令和8(2026)年度)	事業報告
自立支援型サービス支援件数	モデル実施 (令和5(2023)年度)	2,700件 (令和8(2026)年度)	

## i) 地域のネットワークづくりの推進

高齢化や核家族化の進展により、ひとり暮らし高齢者や、日中独居高齢者、老老介護世帯等が増加しているため、専門的な支援だけでなく、見守りや軽度の生活支援ニーズの増加が見込まれています。

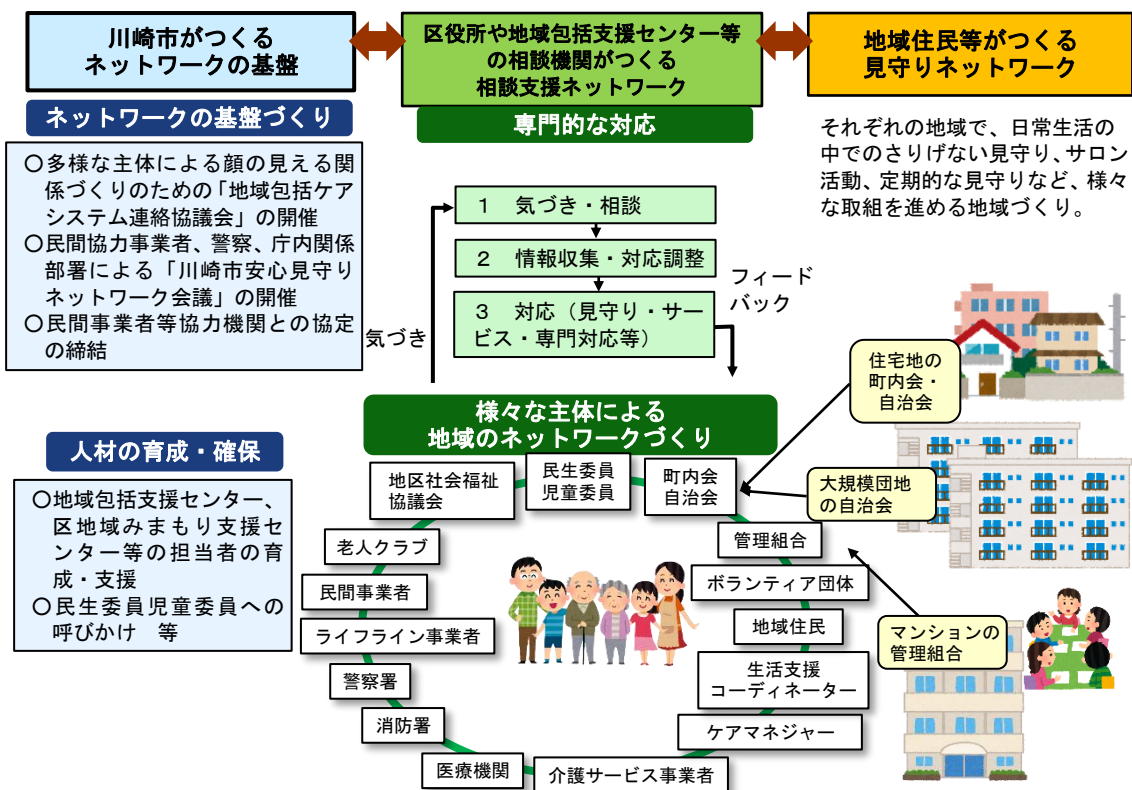
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の中で虚弱・孤立状態となっている高齢者や、支援に結びつかない個人や世帯等への早めの気づきと、地域につなぎとめるための適切な関わりが必要になることから、今後、地域のネットワークの重要性は増していきます。

地域のネットワークづくりの推進に向けては、それぞれの地域の特性に応じて、日常生活の中でのさりげない見守りなどの様々な取組が行われている「地域住民がつくるネットワーク」を支援するとともに、区役所や地域包括支援センター等の相談機関による、円滑な相談対応のための「相談支援ネットワーク」の構築を進め、地域住民がつくるネットワークと連携しながら、個別支援の充実と地域力の向上に取り組みます。

さらに、「ネットワークの基盤づくり」として、多様な主体による顔の見える関係づくりのための「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」等の取組を進めます。

【第9期計画における地域のネットワークづくりの体制】

地域のネットワークづくりの体制



## (1) 「見守りネットワーク」づくりの推進

### ◎ 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進

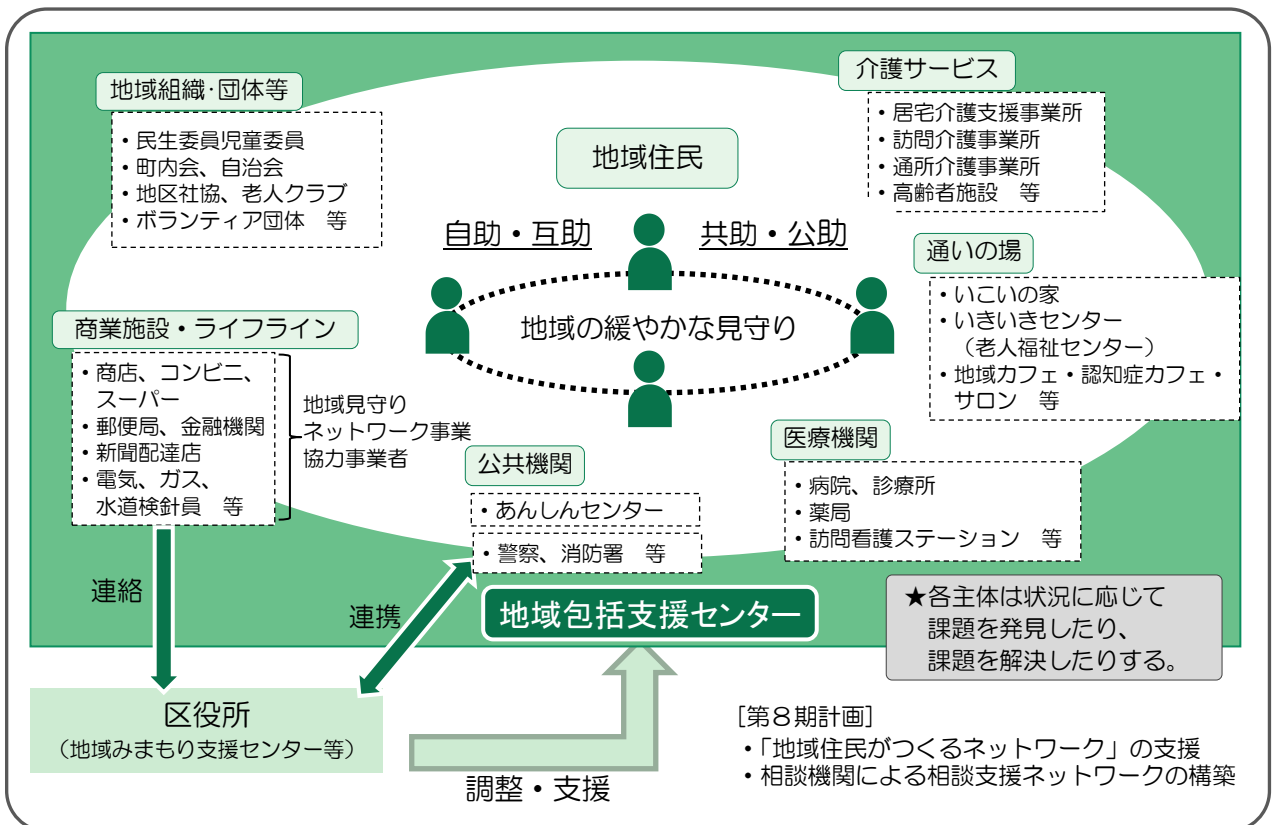
近年、ライフスタイルの変化や家族構成の変化等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる8050問題、ヤングケアラー等、市民の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による様々な地域活動の休止等、地域における見守り・支え合いの関係性の希薄化の進行が懸念されています。

こうした中、支援を必要とする住民が必要な情報を把握したり、支援につながるような地域住民がつくるネットワークづくりや、関係機関との連携体制の強化に加えて、民間サービス等の利用機会を通じたつながりづくりなど、多様な主体による地域における「見守りネットワーク」の充実が必要となっています。

その中で、見守りの目となる「地域住民がつくるネットワーク」は、自治会・町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの組織的な活動や、任意団体や趣味のサークル等が独自に実施している活動、さらには近隣住民同士の緩やかなつながり等、様々な形態の活動等が、それぞれ重なり合いながら、自由かつ有機的につながることで成り立っています。

地域の中で、このような活動やつながりが豊かになっていくことで、市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進につながります。

【地域における「見守りネットワーク」のイメージ図】



このような地域づくりを進めるため、区役所地域みまもり支援センターを中核として、様々な地域資源と連携し、住民の自主性を尊重しながら、住民同士のつながりづくり、地域活動の立ち上げ支援、地域活動との関係づくり、地域のつながり・社会参加の重要性等についての啓発に取り組み、介護予防等の取組と併せて、地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワーク」づくりを支援します。

また、地域包括支援センターは、「見守りネットワーク」の状況を把握するとともに、相談機関としての強みを活かして地域の関係者と協力しながら、支援を必要とする方の早期発見・早期支援のための仕組みづくりや、虚弱になっても通い続けられる地域の居場所づくりの支援、認知症の人等の見守り体制づくり等に取り組みます。

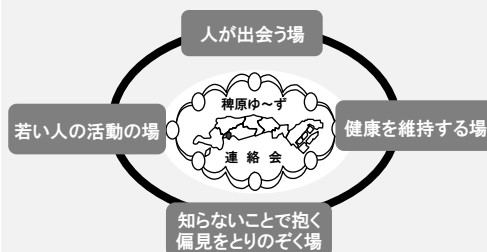
**(活動の例) 稗原ゆ〜ず連絡会**

宮前区で活動している「稗原ゆ〜ず連絡会」は、7つの自治会と、小学校・高齢者施設・地域包括支援センター・障害者支援施設・障害者通所施設・いこいの家・認知症専門病院の計15団体により構成される活動団体です。

連絡会は2か月に1回開催され、各団体が顔を合わせ地域で起こったことを共有し、小学校の体育館でのイベントや、健康づくりのための勉強会を連絡会の団体・施設のスペースを借りて開催しています。

住民と児童・高齢・障害分野の専門機関が一体となって、「不安のない生活を創る」ことをコンセプトに、地域づくりの輪を広げています。

**稗原ゆ〜ず連絡会がめざすもの**



➡ **地域版活動強化方策**

平成29(2017)年7月に、民生委員制度創設100周年を記念して「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が作成され、市民生委員児童委員協議会では、令和3(2021)年度に地域の実情を踏まえた「わがまちならでは」の方策として、「地域版活動化方策」を、56地区民生委員児童委員協議会ごとに作成を行いました。作成の際、話し合われた内容は、本市として民生委員児童委員制度の運用に携わっていく際の課題の把握や、対応策を検討する上で必要な情報と考えられます。令和5(2023)年度に、市民生委員児童委員協議会と連携しながら、地区民生委員児童委員協議会の概要を整理するとともに、傾向分析・課題抽出等を行いながら、対応策を検討し、民生委員児童委員の環境整備や担い手確保における課題を整理します。また、「地域版活動強化方策」の分析結果を用いて、地域の方々へ民生委員児童委員の現状や活動の周知を図ります。

## (2) 相談支援ネットワークの充実

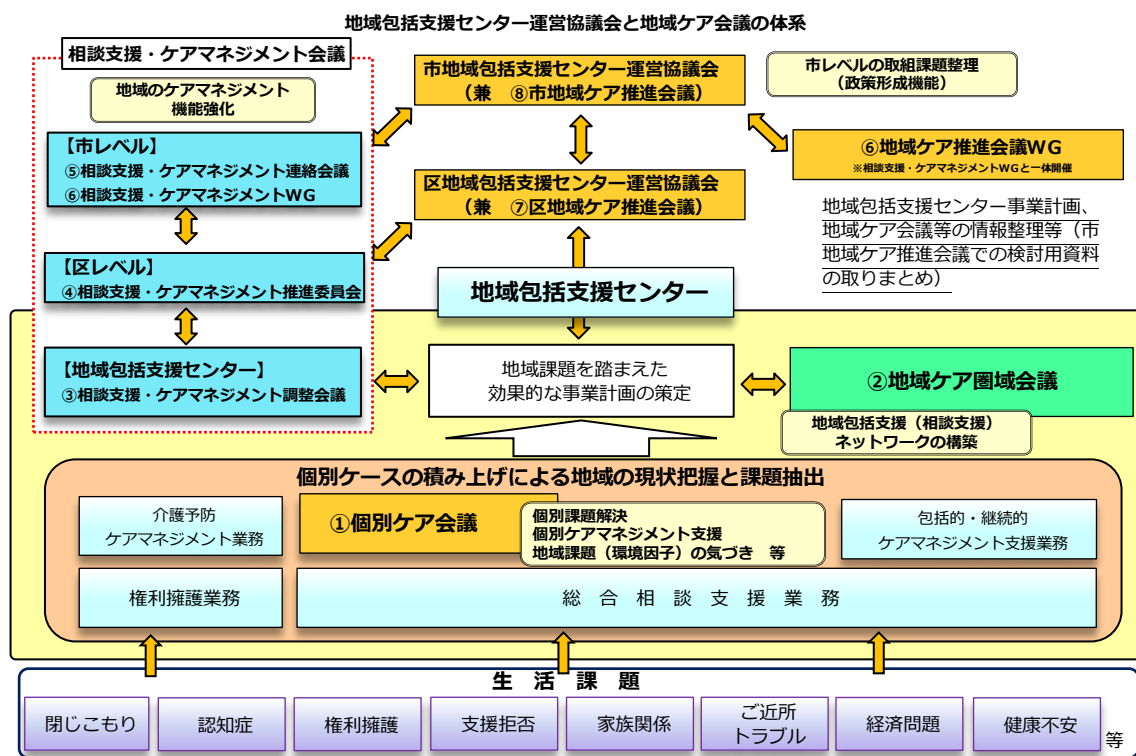
### ◎ 地域ケア会議を活用した地域包括支援ネットワークの構築

地域包括支援ネットワークとは、地域包括ケアの推進に不可欠となる、地域の様々な関係者から構成される支援ネットワークです。

支援が必要な高齢者等が明らかとなった場合に、迅速に支援チームが形成され、機能できるようにするためには、行政機関や地域包括支援センター等の日ごろの活動を通じて地域の関係者・機関や支援者等との関係構築を進めながら、個々の高齢者等への支援を通じた支援チームとしての協働や、関係者間の成功体験を積み上げていくことが重要となります。

また、個別の支援事例等を通じて把握した地域課題について、地域レベルの対応だけでなく、より広域な行政区レベルでの対応、市域レベルの行政施策への反映や、他分野の多様な主体との協働による対応を進めていくためにも、現場の実践と行政施策等をつなぐネットワークの整備が必要となります。

上記を実現するため、本市では「地域ケア会議」を次のように整備し、地域包括支援ネットワークの構築に向けた取組を進めます。



【川崎市の地域ケア会議の機能】

会議の種類	単位	主な役割	個別課題解決機能	ネットワーク構築機能	地域課題発見機能	地域づくり・資源開発機能	政策形成機能
地域ケア推進会議 (地域包括支援センター運営協議会)	市・区	市・区レベルの課題整理、取組状況等の報告	—	△	◎ 課題の検討	△ 状況把握	◎ 対応の検討 実施状況の把握
介護予防ケア会議 (市・区レベルの事例検討)	市・区	介護予防・自立支援の推進に向けた検討	△ 主たる目的としない	○ 関係機関の連携	◎ 事例レベルの情報蓄積	◎ 足りない資源の把握	○ 事例を通じた気づき
地域ケア圏域会議	包 括	地域包括支援ネットワーク構築のための協議	△	◎	○	○	—
相談支援・ケアマネジメント会議	市・区 包 括	ケアマネジメントの機能強化	△	◎	○	○	—
個別ケア会議	包 括 (区)	個別ケースへの対応検討	◎	○ 支援者同士の関係構築	△ 相談体制等の課題把握	△ 必要に応じて実施	—

〔実績・計画〕

	第8期計画			第9期計画			
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
地域ケア会議 開催回数	440回	491回	500回以上	550回以上	550回以上	600回以上	
内 訳	地域ケア推進 会議	16回	15回	16回	16回	16回	16回
	介護予防ケア 会議 ※各区2回	—	4回	14回	14回	14回	14回
	地域ケア圏域 会議 ※各包括2回	99回	119回	98回以上	98回以上	98回以上	98回以上
	相談支援・ケ アマネジメント 会議 ※市・区各3回 ※各包括2回程度	75回	106回	122回以上	122回以上	122回以上	122回以上
	個別ケア会議	250回	245回	250回以上	300回以上	300回以上	350回以上
	その他会議	—	2回	随時	随時	随時	随時

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

※地域ケア会議開催回数の目標値の設定の考え方

令和2年度に実施した地域ケア会議の運用の見直し後、地域における課題解決に向けて活動を推進した結果、令和3、4年度の実績及び令和5年度の見込みが、川崎市総合計画第3期実施計画の令和6年度以降の目標値（400回以上）を大幅に超える結果となったことから、今後の更なる施策の推進のため、本計画においては第3期実施計画の目標値を上回る目標を設定しています。

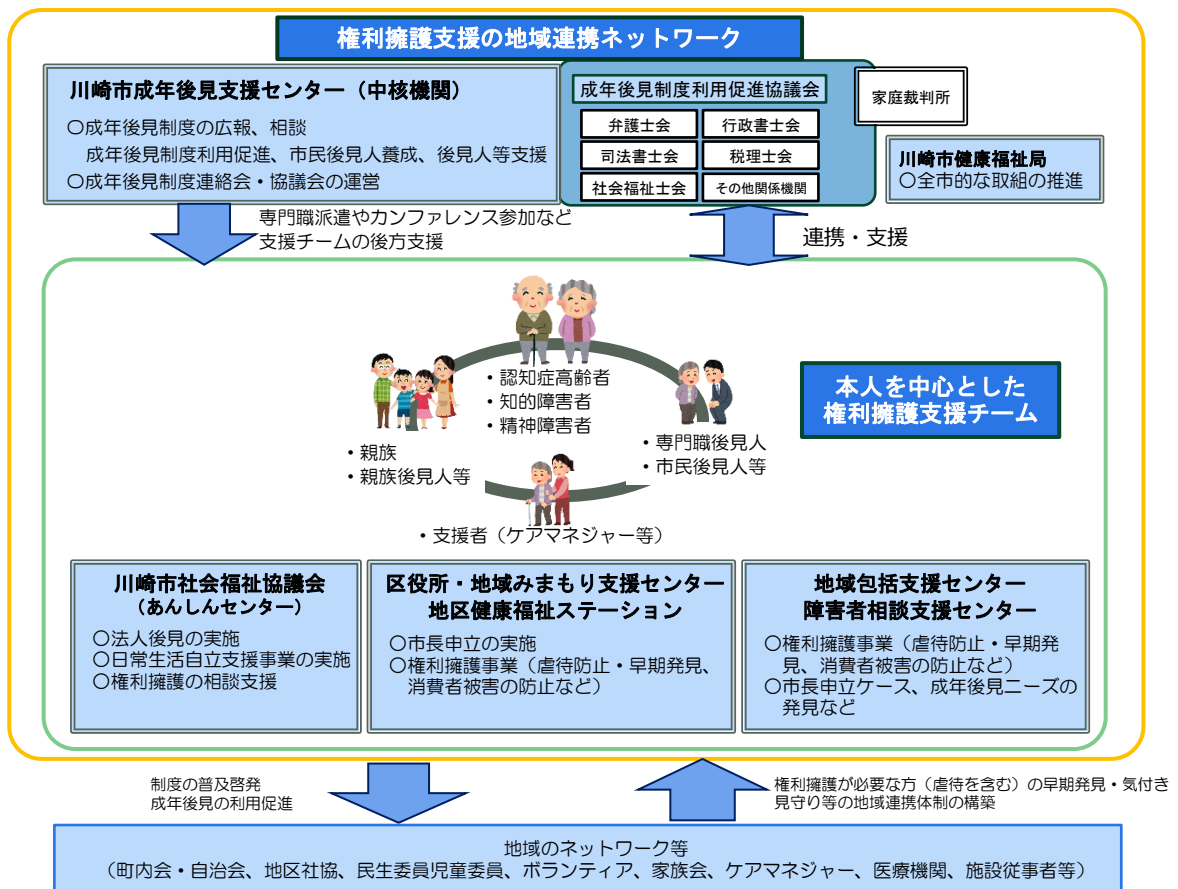


② 権利擁護支援地域連携ネットワークの構築

認知症の人等の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や高齢者虐待など、高齢者の権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症の人等が安心して生活していくために、高齢者虐待の防止等の取組を推進します。

現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一層の充実を図ります。

【本市における権利擁護体制】

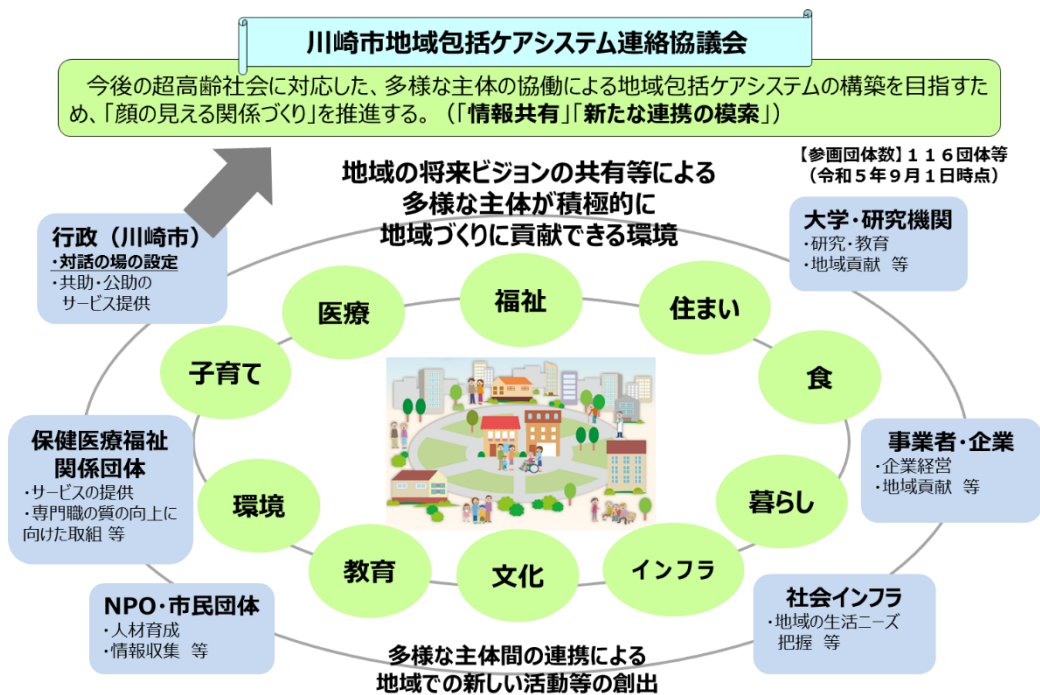


### (3) 川崎市がつくるネットワーク基盤の整備

#### ① 地域包括ケアシステム連絡協議会

地域における多様な主体による支援のネットワークづくりに向けて、保健・医療・福祉（介護）分野だけではなく、暮らしやまちづくりに広く関わる、100を超える企業・団体などが参画する「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を開催し、顔の見える関係づくりや連携のきっかけづくりをめざし、情報交換・共有を行います。

今後も、参画企業・団体数の拡充に取り組むとともに、協議会の開催等を通じて、民間企業等の多様な主体と地域住民等とのつながりづくりを進めます。



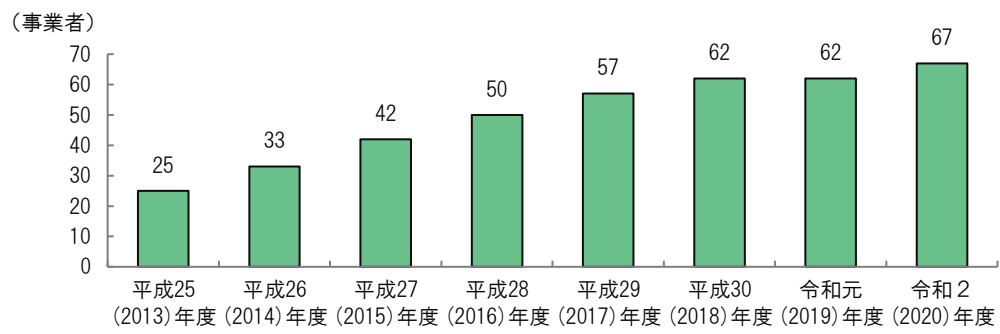
#### ② 地域見守りネットワーク事業

様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となる支え合いの仕組みとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、事業活動を通じて地域住民と接することの多い民間事業者等の協力機関と協定を締結し、見守りの「目」を増やして必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制をつくります。

#### ③ 川崎市安心見守りネットワーク会議

地域見守りネットワーク事業の民間事業者や関係部署が集まり、事例報告や支援に向けた情報交換及び共有を目的とした「川崎市安心見守りネットワーク会議」を開催するなど、今後の見守り活動に向けてネットワークの基盤づくりを進めます。

【地域見守りネットワークの協力事業者数の推移】



## ii) 相談支援体制の整備

今後見込まれている後期高齢者やひとり暮らし等高齢者の増加等に伴う相談ニーズの増大に適切に対応するため、地域包括支援センターを中核とする相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者本人や家族が地域のあらゆる資源や多岐にわたる制度等を適切に活用できるよう、包括的及び継続的に支援することが必要となります。

そのため、元気な時期からの備えに関する啓発を進めるとともに、いざという時に早めに対応できる相談支援体制の整備と相談窓口の認知度向上、複雑・困難な相談に対応するための多機関連携の推進等を包括的に推進するため、第9期計画期間中に対策の検討を進めます。

### (1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、高齢者等の介護・福祉・健康・医療等に関する困りごとの身近な相談窓口として、川崎市が市内49か所に設置し、社会福祉法人等に運営を委託している相談機関です。

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の3職種を中心に、チームで支援にあたります。

#### ➡ 地域包括支援センターの体制整備

本市では、担当エリアの高齢者人口に応じた地域包括支援センターの人員配置基準を定めています。また、職員の充足率の低迷が課題となっていたため、第8期計画においては、職員の定着支援による充足率向上に取り組みました。

職員確保については依然として厳しい状況が続いているため、設置運営法人による職員確保を支援するとともに、配置要件の運用見直し等による柔軟な職員配置を可能とする等の対策を進めます。

#### 【3職種配置実績】

	第7期計画			第8期計画		
	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
定数	186人	188人	190人	192人	193人	194人
実配置人数	170人	171人	173人	183人	181人	187人
充足率	91.4%	91.0%	91.1%	95.3%	93.8%	96.4%

(各年度末、令和5年度のみ7月1日時点)

【第8期計画期間中の地域包括支援センター職員配置基準】

担当エリアの 高齢者人口	3 職種	地域支援強化要員	非常勤職員
5,500 人未満	各 1 名 計 3 名	1 名	1 名
5,500 人以上 7,500 人未満	いずれか 1 名増員 計 4 名	1 名	1 名
7,500 人以上	いずれか 2 名増員 計 5 名	1 名	1 名

また、将来的な相談ニーズの増大等に適切に対応するため、国が示す基準に基づき、第1号被保険者 1,500 人あたり、1 名以上の職員配置（※）を目安とした地域包括支援センターの人員体制を維持するためには、令和 22（2040）年に向けて、全市で約 50 名の増員が必要となり、現行の職員配置基準では体制を維持することが難しくなっています。また、職員確保が課題となっている中で、今後の地域包括支援センターの体制のあり方について、第9期計画期間中に検討します。

（※）3 職種として配置されている職員数に、地域支援強化要員及び非常勤職員として配置されている職員のうち3 職種の要件を満たす職員数を常勤換算方法で算出した数を加えた職員数を元に算出。

【これまでの配置状況】

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
第 1 号被保険者数	304,909 人	306,823 人	307,259 人
職員配置数（※）	207.2 人	220.6 人	215.4 人
第 1 号被保険者 1,500 人あたりの 職員配置数	1.02 人	1.08 人	1.05 人

（各年度 4 月末時点）

【職員配置に関する粗い推計】

	第 1 号被保険者数	職員配置必要数（※）	第 1 号被保険者 1,500 人あたりの 職員配置数
令和 5（2023）年度	307,259 人	215.4 人	1.05 人
令和 22（2040）年度	417,302 人	278.2 人	1.00 人

（令和 5（2023）年度のみ実績）

➡ 総合リハビリテーション推進センター

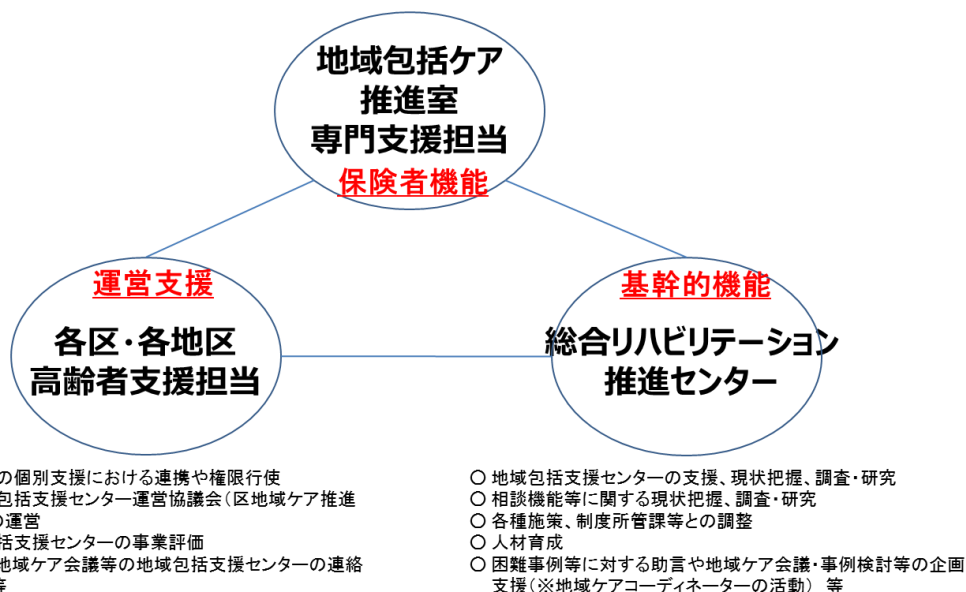
令和 3（2021）年 4 月に設置した総合リハビリテーション推進センターに、地域ケアコーディネーターを配置し、区役所・地域包括支援センターの支援困難ケースに対する助言、地域ケア会議・コアメンバー会議における助言及び事例検

討会の開催支援等を実施しています。

第9期計画期間中に、総合リハビリテーション推進センターによる支援者支援の機能等を検証し、更なる機能充実に向けた検討を進めます。

## 地域包括支援センター事業の運営体制

- 基本方針作成
- センターの体制整備
- 地域支援事業等の各種施策の企画・実行
- 地域包括支援センター運営協議会(市地域ケア推進会議)の運営
- 地域包括支援センターの事業評価
- 地域包括支援センター設置・運営法人との調整 等



【令和4年度地域ケアコーディネーター活動実績】

支援内容	依頼者			合計
	包括	区役所	その他	
個別ケア会議	27	6	0	33
事例検討会(定例)	0	19	0	19
相談支援・ケアマネジメント推進委員会	0	13	0	13
相談支援・ケアマネジメント調整会議	7	0	0	7
事例検討会	2	4	0	6
個別事例相談	12	2	5	19
地域ケア圏域会議	4	0	2	6
認知症チーム会議	0	6	0	6
コアメンバー会議	0	10	0	10
ネットワークミーティング	0	5	0	5
その他	0	2	0	2
合計	52	67	7	126

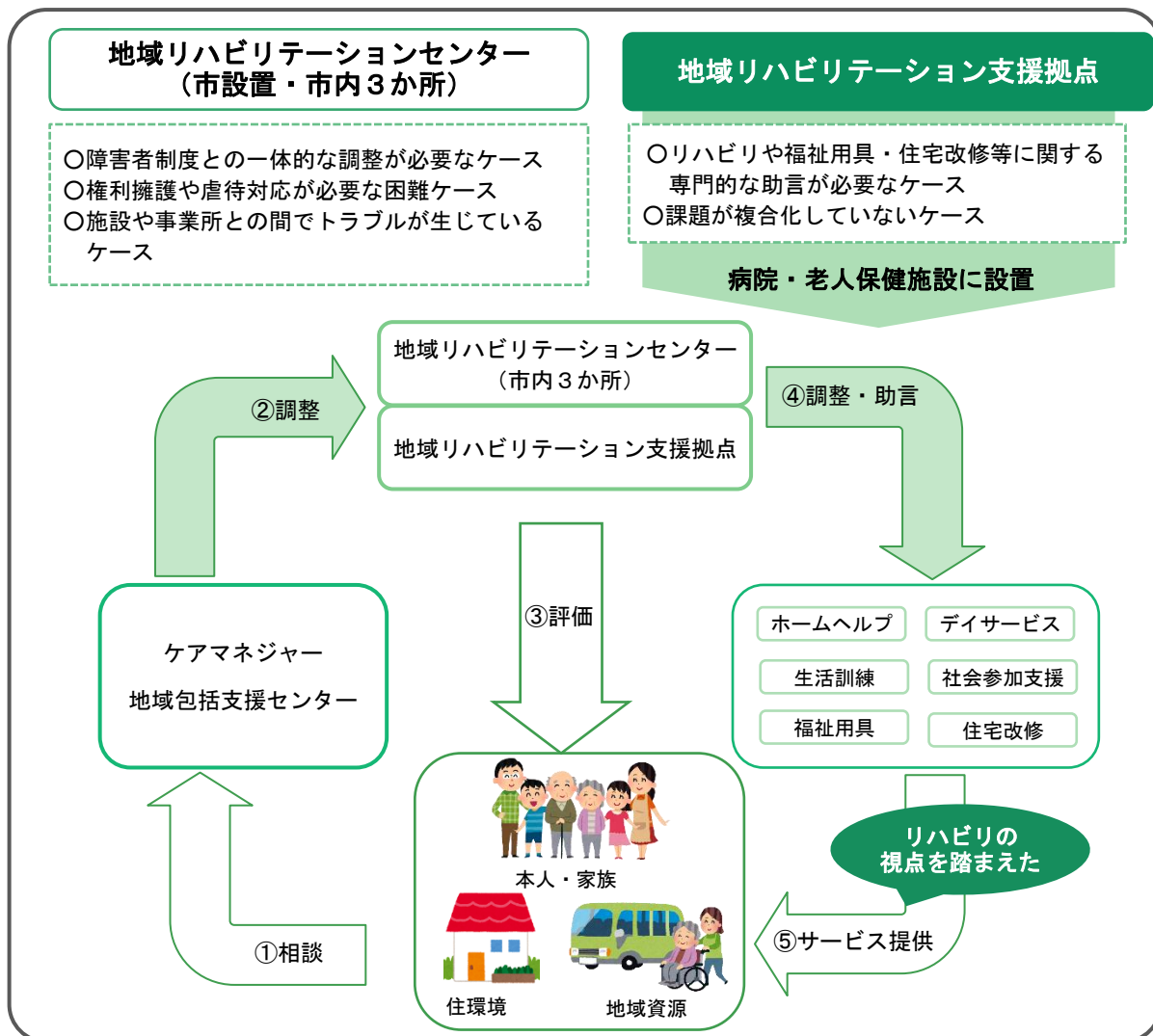
## (2) 地域リハビリテーションの推進

全世代・全対象型の地域リハビリテーションの中で、高齢者分野においては、主に生活機能が低下した高齢者に対して、リハビリテーションの視点を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」の各要素にバランスよく働きかけ、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、被保険者が要介護状態等となることを予防しながら、地域において自立した日常生活を営むことを支援する地域リハビリテーションの取組を推進します。令和3（2021）年10月に市内8か所の病院、介護老人保健施設に地域リハビリテーション支援拠点を設置しました。

また、生活全体にわたってリハビリテーションを展開するためには、ケアマネジャー・地域包括支援センターによる相談支援・ケアマネジメントとの連携や、サービスを提供する事業者等による協力が不可欠であることから、介護保険制度による加算の活用や総合事業による報酬を設定しました。

今後も増加が見込まれる支援ニーズに対応するため、体制充実に向けた取組を推進します。

【高齢者施策における地域リハビリテーションの仕組み】



【体制と支援件数】

第8期			第9期		
令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
●地域リハビリテーションセンターの運営開始 (市内3か所)			●地域リハビリテーションセンターの運営 (市内3か所)		
●地域リハビリテーション支援拠点の運営開始 (市内8か所) (支援件数：1,640件)			●地域リハビリテーション支援拠点の運営 (市内12か所) (支援件数：6,720件)	(事業継続)	
	(支援件数：4,446件)	(支援件数：4,480件)	(支援件数：6,720件)	(支援件数：6,720件)	

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

### (3) 高齢者の権利擁護の推進

認知症の人等の増加に伴い、権利侵害を未然に防ぎ、認知症の人等が安心して生活していくために、高齢者虐待の防止等の取組を推進します。

また、本市では「成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画と一体的に作成し、制度の利用促進と、成年被後見人等だけでなく、成年後見人等への支援を行うため、計画に基づく、「川崎市成年後見支援センター」(中核機関)及び「川崎市成年後見制度利用促進協議会」を中心とした「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の一層の充実を図るとともに、本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築をめざします。

#### ① 高齢者の権利擁護の取組

##### ○ 川崎市あんしんセンター

川崎市社会福祉協議会が運営する「川崎市あんしんセンター」において、成年後見制度の法人後見や、福祉サービス利用援助事業など社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を推進します。

あんしんセンターの相談窓口においても、きめ細やかな権利擁護体制の構築を推進します。

[実績・計画] (高齢者及び障害者)

	第8期			第9期		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
法人後見受任件数	43人	43人	42人	事業 推進		
日常生活自立支援事業 (金銭管理サービス)	139人	135人	140人	※事業 推進		

令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みまたは計画値です。

※令和3年度より、生活保護受給者の自立支援を目的として、被保護者金銭管理等事業を実施しているため、原則として、生活保護受給者は日常生活自立支援事業の対象外となります。



## ② 成年後見利用促進計画の取組

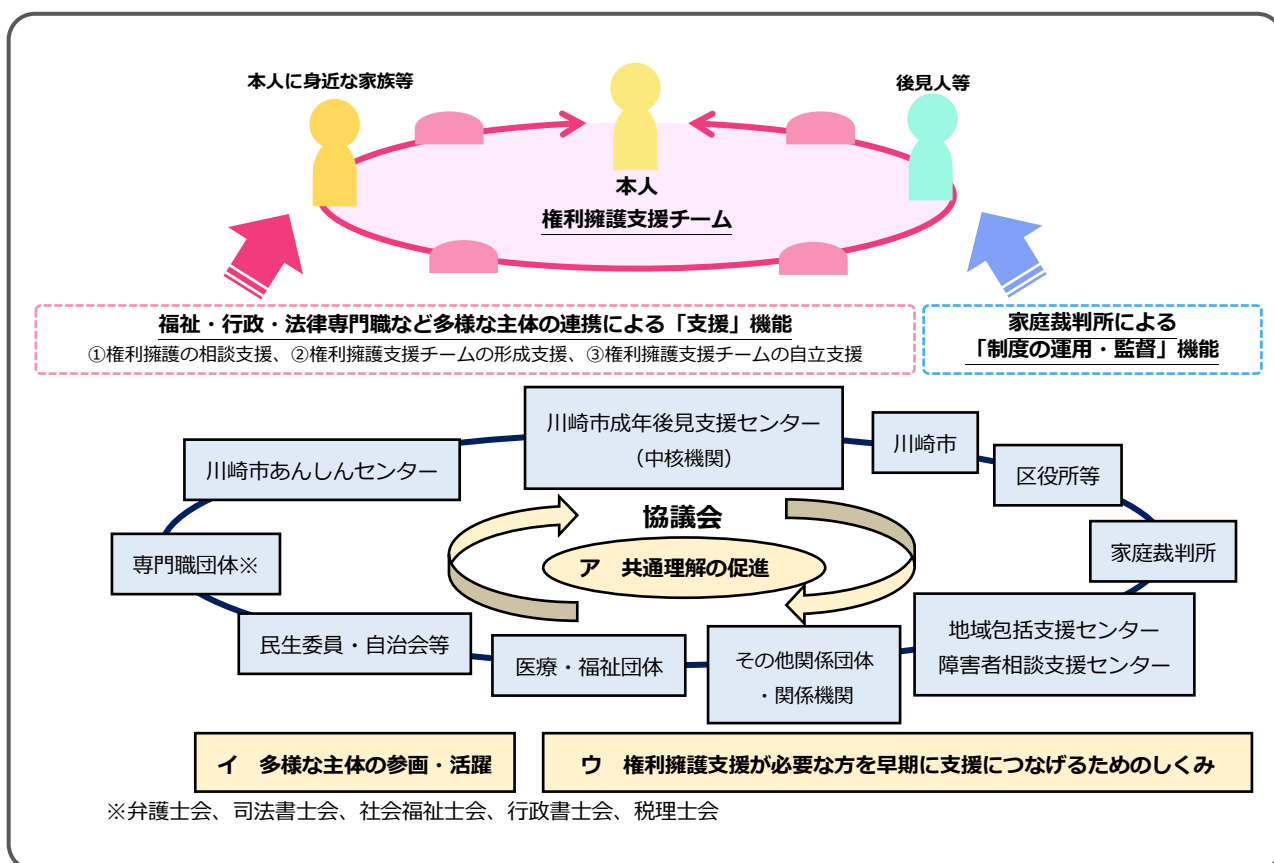
今後増加する認知症の人等、特にひとり暮らし高齢者への支援として、成年後見制度の更なる円滑な運営をめざし、普及啓発の取組や研修の開催のほか、制度利用を通じて、より効果的に地域で支える仕組みづくりを推進します。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国において「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29（2017）年3月に策定され、権利擁護の支援に向けた地域連携ネットワークの整備・運営、中核機関の設置等が掲げられました。

成年後見制度の利用促進については、これまで「第6期川崎市地域福祉計画」と一体的に策定した「川崎市成年後見制度利用促進計画」に基づき、「川崎市成年後見支援センター」（中核機関）及び「川崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置するなどの取組を実施しました。

「第2期成年後見制度利用促進計画」についても、前期同様に「第7期川崎市地域福祉計画」と一体的に策定します。

【成年後見利用促進計画における地域連携ネットワーク概要図】



### ② 本人を中心とする「チーム」の支援

地域の中で、権利擁護が必要な人を適切に支援するため、区役所等をはじめ、あんしんセンター、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、保健・医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」を形成します。その「チーム」が、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行えるよう支援します。

また、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職の専門的助言・相談対応等の支援が得られる仕組みを整備します。

### ③ 「川崎市成年後見利用促進協議会」

成年後見制度に関する困難な課題等の問題解決を図るため、法律・福祉の専門職や関係機関等の連携体制を強化し、協力する体制づくりを進めるための合議体である「川崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置しています。当協議会には、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士、医師会、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等が参加しています。

### ④ 成年後見支援センター（中核機関）の取組

協議会を運営するための事務局機能を担うとともに、家庭裁判所と連携しながら、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能を有する「川崎市成年後見支援センター」（中核機関）を設置し運営しています。当センターでは、成年後見制度の普及・啓発のため成年後見制度シンポジウムや、市民向けや関係機関向けの研修会を開催しています。また、成年後見制度に関する相談に関しては、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施しており、各区には成年後見制度に関する相談窓口を設置しています。相談内容から成年後見制度の利用が必要な場合は、申立の手続きについて関係機関が連携し支援を行っています。

【中核機関の機能と取組】

機能	取組
①広報	中核機関が中心となり、市民向けの成年後見制度研修会や成年後見制度シンポジウムの開催等により、成年後見制度について、普及啓発を行います。また、関係機関だけでなく、様々な業種の事業者向けの広報・研修を行います。
②相談	身近な機関で気軽に相談ができるよう、地域包括支援センター等の相談機関と連携していくほか、中核機関においては、専門的な相談にも対応できる窓口を複数か所に設置します。
③成年後見制度の利用促進	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が適切に成年後見制度を利用できるように、成年後見制度に関わる各専門職団体等と連携し、制度利用の申立を支援するほか、必要に応じて、成年後見人等の受任者調整を行います。 また、権利擁護の担い手の一つとなる、市民後見人を養成するなど、受任体制の強化を図ります。 さらに、日常生活自立支援事業等の関連制度の利用者についても、協議会の関係者等と連携し、状態の変化に応じて、適切な時期に成年後見制度への移行を進めます。
④後見人支援	意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、後見人等を支援するために、家庭裁判所と連携を図りながら、中核機関職員や専門職による相談対応等を実施します。 また、状況に応じて、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化等を把握した上で、類型の変更、権限の追加・削除、後見人の交代等を検討し、家庭裁判所に情報を提供します。

➡ 市民後見人

権利擁護の新たな担い手として、平成 25（2013）年度から市民後見人を養成しています。2か年の研修修了者について、後見等の対象者が施設入所中であり、親族間の紛争性がないなどの一定の要件を満たす場合に、家庭裁判所に対する後見等開始の市長申立時に、候補者として推薦しています。

今後は、市民後見人の更なる選任をめざして、関係団体との調整のもと、引き続き、地域における権利擁護の担い手の一つとして、市民後見人を養成します。市民後見人の受任について、専門職後見人からのリレーや複数後見の受任を促進し、活躍の場を拡げます。

➡ 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない方や、親族と疎遠な方が成年後見制度を必要とする場合に、川崎市長が後見開始の申立人となる市長申立や、所得の低い方への申立費用・後見報酬の助成などを実施します。

- ② 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターにおける相談事業  
各センターにおいて、対象者に応じた成年後見制度の利用に向けた初期相談等を実施します。
- ③ 終活等の意思決定支援を推進する取組の普及啓発  
任意後見制度やエンディングノートの活用など終活に関する普及・啓発を行い、早めの自己決定を推進する取組を進めます。
- ④ 川崎市未来あんしんサポート事業  
少子高齢化が進展し、価値観が多様化する中、自らの葬儀や埋葬を行う者がいない等の不安を抱えるひとり暮らしの高齢者が増えていくことから、いつまでも安心して暮らし続けていただくためには、生前からの準備が重要です。また、終活に関する高齢者の社会的な関心やニーズも高まりつつあります。  
令和4（2022）年度には、川崎市社会福祉協議会がモデル的に終活支援事業（川崎市未来あんしんサポート事業）を開始し、令和6（2024）年度に本格実施を予定していることから、本市としても、より良い事業内容となるよう連携・協力することで、高齢者の終末期における自己選択を支援します。

### ③ 消費者被害の防止

#### ① 川崎市消費者行政センターの取組

高齢者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と発生することで、トラブルのあり方も多岐にわたり、相談内容も複雑化しています。近年では高齢者の消費者トラブルは、被害件数が年々増加する状況となっています。

川崎市消費者行政センターは、消費者庁、独立行政法人国民生活センター等と連携し、消費者への情報提供、苦情処理等を行うとともに、首都圏の都县市等と共同で「高齢者被害特別相談」などを実施しています。

また、高齢者の消費者被害を防ぐには、家族や知人・地域といった周りの人の見守りと気づきが重要であるため、地域での声かけなどから消費者トラブルに気づき、関係機関と連携して対応できるよう、高齢者を見守る関係者や関係機関への講座等を実施しています。

### ④ 高齢者虐待の防止

高齢者虐待対応については、適切な権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言を行っていく必要があることから、「川崎市高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、行政、地域包括支援センターのほか、介護事業者等の職員への研修等を通じて、高齢者虐待の防止を図ります。

また、サービスの利用を、本人が希望しない等により社会から孤立している状態であるセルフネグレクト等への対応を含め、適切なサービスに早急につなぐ必要がある事例も増えていることから、医療・介護の関係機関との連携を強化し、対応を行う必要があります。

② 高齢者虐待防止に向けた各種研修

健康福祉局、各区役所、地域包括支援センター、川崎市社会福祉協議会、介護事業者等、庁内外の虐待防止に関わる職員を対象とする研修を開催し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、虐待の種類、本市の虐待対応システムのフロー等に対する理解を深めます。また令和4（2022）年度に改訂した「高齢者虐待リスクアセスメントシート」を高齢者虐待対応で活用し、適切な権限行使や発生した虐待の要因の分析などを行うことで、再発防止に努めていきます。

③ 身体拘束廃止に向けた取組

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼす恐れがあり、人権侵害に該当すると考えられます。

本市では例年、介護事業者向けの集団指導講習会等を通じ、介護保険施設等において、利用者または他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為が禁止されていることについて周知を図るとともに、運営指導において、身体拘束廃止に向けた取組について指導を行います。

緊急やむを得ない場合とは、次の3つの要件をすべて満たしていることを、施設内の「身体拘束廃止委員会」などで、組織として事前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していることが必要となります。

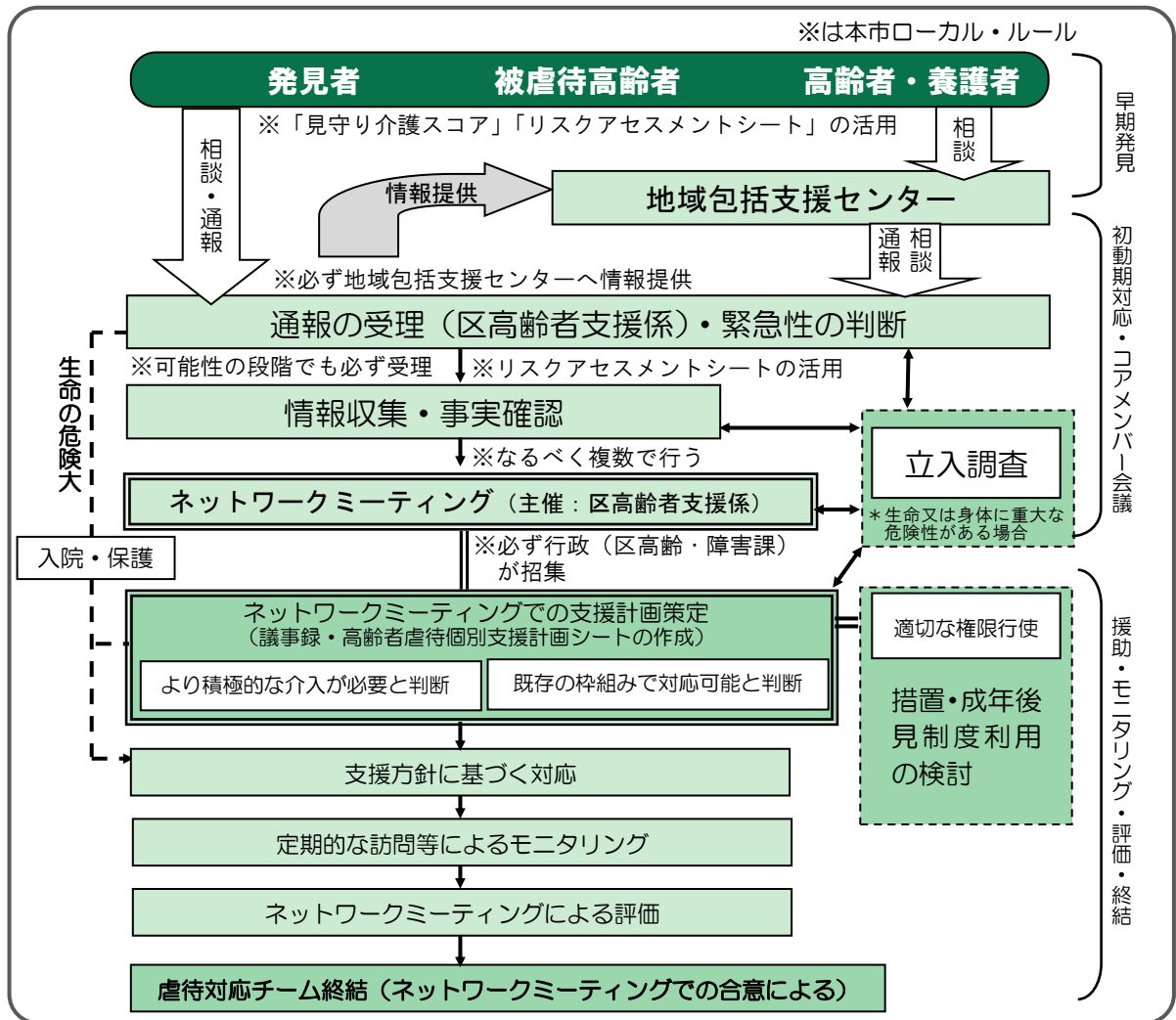
【緊急やむを得ない場合の3要件】

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

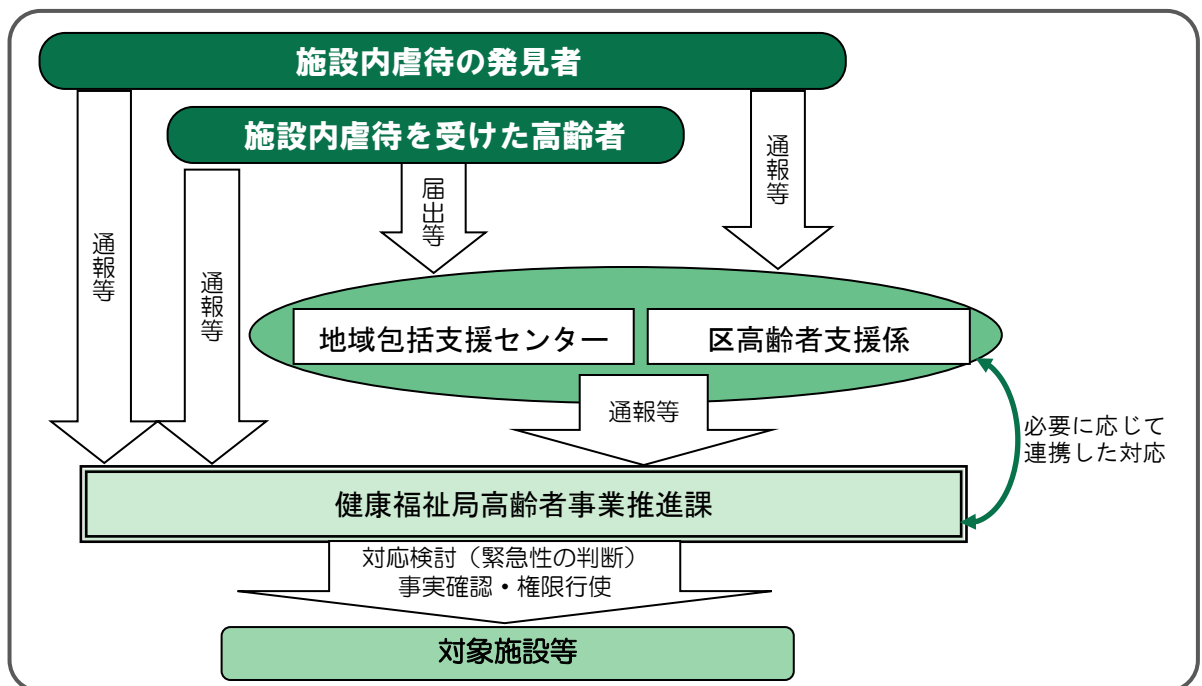
④ 養介護施設従事者等による虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者に対する不適切な行為に関する通報や相談に対しては、関係法令に基づき実施する随時の指導・監査により、状況等を確認し、改善すべき事項等について、適宜、改善を求めるとともに、社会福祉士・弁護士で構成される川崎市高齢者・障害者虐待対応専門職チームに助言を求めるとともに、適切に対応します。

【本市における養護者による高齢者虐待対応フロー】



【施設等における虐待への対応イメージ】



#### (4) 包括的な相談支援の推進

家族構成の変化等により、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能の充実や、支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげられる地域づくりが重要となります。

こうした中、国における地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に向けた考え方を踏まえた対応を図ることが必要です。

本市においては、平成28(2016)年4月に、区役所内に、「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしてきました。

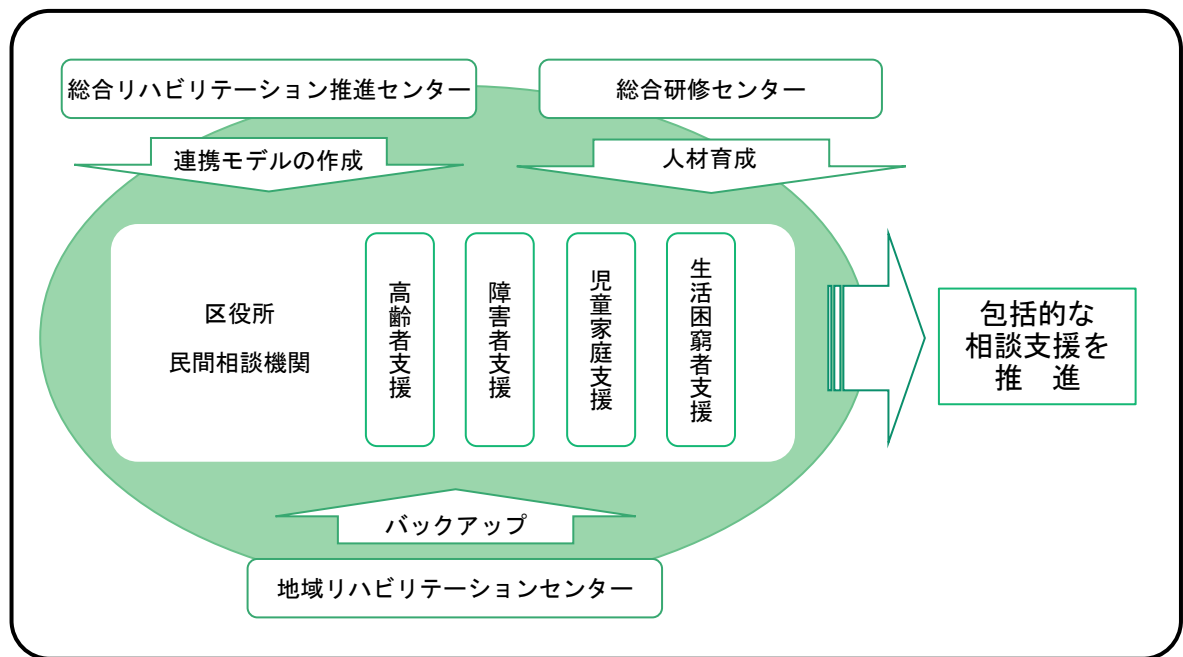
また、平成30(2018)年度に包括的相談支援に関する実態調査を実施したところ、全体の7割が高齢者・障害者等の分野ごとの相談で課題が複合化しており、包括的な相談支援が必要なケースでも、2割は現行体制で調整可能なものであることが明らかになりました。このため本市では、当面の間は現行の分野別支援体制を維持するとともに、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談支援機関をバックアップすることにより、様々なニーズのある相談にも包括的に対応できるよう体制を整備したところです。

課題が複合化して調整が難しいケースは、専門分野ごとの特性に配慮した全体的な調整が必要であることから、総合リハビリテーション推進センターにおいて、組織ごとの役割分担や連携方法を整理した連携モデルを活用し、分野横断的な人材育成を推進します。

令和3(2021)年度施行社会福祉法に位置付けられた「重層的支援体制整備事業」創設の趣旨として、8050問題やダブルケア等、一つの世帯に複合化した課題があるケースや、社会的孤立、ひきこもり、福祉的なニーズに起因する近隣トラブル(ごみ屋敷や騒音など)等、課題の解きほぐしや関係性の構築が必要な複雑化した課題があるケース、「多子世帯等で養育環境に課題がある」「親が障害を有している等の事情により祖父母が育児を担っている」など、既存の支援事業等の対象にはならない狭間のケースなどに対して、相談支援や地域づくり等の既存の制度・分野別の取組について、対象者の垣根を越えて対応することが求められています。

これを受け、本市においても、地域みまもり支援センターや総合リハビリテーション推進センター等の既存の体制を踏まえながら、包括的な支援体制のより一層の充実に向けて、検討を進めていきます。

【本市における包括的相談支援の取組】



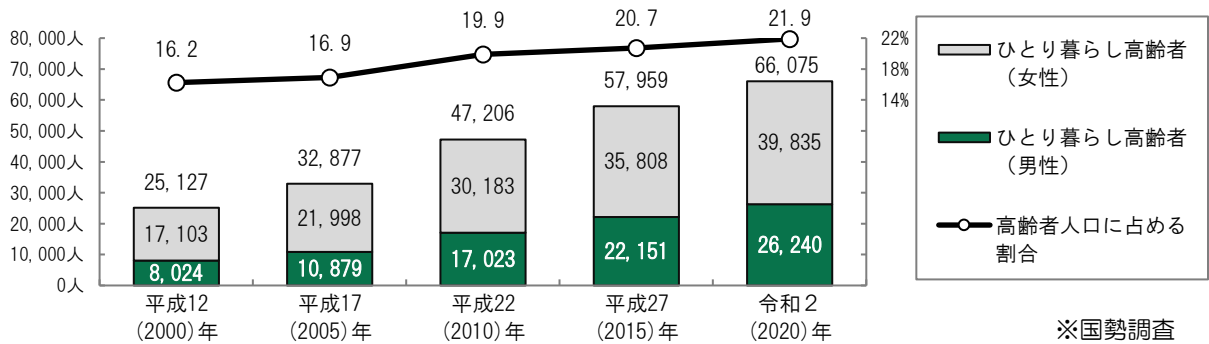


### iii) ひとり暮らし等高齢者の支援の推進

本市では、ひとり暮らし等高齢者の増加が顕著であり、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りを進めるとともに、ICTを活用した見守りを推進するなど、ニーズや社会状況等に応じた多様な見守りを推進する必要があります。

【本市のひとり暮らし高齢者数の推移（再掲）】

- ▶ 令和2（2020）年時点では、市の高齢者の約5人に1人がひとり暮らしとなっています（全国値は19.0%、約5人に1人）。



【現在の不安や困りごと】

問 あなたは現在、どのような不安や困りごとがありますか（複数回答）。

- ▶ ひとり暮らし高齢者は、その他の家族構成と比較して、不安や困りごとがあると回答した割合が最も多く、その中で「具合が悪い時にどうしていいかわからないこと」の回答が最も多くっており、体調不良時等における緊急時の対応が課題として考えられます。

単位：%

項目	回答者数（人）	身体が衰えて日常生活に不都合があること	困りごとを相談する場所がよくわからないこと	金銭管理や財産保全・相続に関すること	気軽な話し相手がないこと	減って孤独に感じること	友人や地域の人との交流が	調理をすること	毎日の食事のため、買い物や	具合が悪い時にどうしていいかわからないこと	一人で外出すること	通院の付き添いをしてくれる人がいないこと	『不安や困りごとがある』
全体	14,894	10.5	8.1	7.1	6.5	6.4	6.3	5.3	3.8	1.8	33.2		
家族構成	ひとり暮らし高齢者	2,986	11.3	11.7	5.8	11.3	8.8	8.8	12.2	3.6	4.6	42.2	
	夫婦世帯	6,513	9.5	7.6	7.1	5.1	5.6	5.4	3.9	3.2	1.1	29.9	
	子や孫など同居	4,375	11.5	6.5	7.9	5.4	6.0	6.0	3.2	4.8	1.2	32.0	
	その他の世帯	749	9.2	7.7	7.1	7.0	5.2	6.9	4.3	2.9	1.7	33.4	

※『不安や困りごとがある』=100%-「特にない」-「無回答」

※令和4年度高齢者実態調査（一般高齢者）

## (1) ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実

地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し（高齢者生活状況調査）、ひとり暮らし等高齢者の話し合いの機会を増やすなど安否確認につなげ、安心して生活が営めるよう、地域包括支援センター等と連携しながら、地域ぐるみで「見守りネットワーク」づくりを推進します。


## (2) ひとり暮らし等高齢者を支えるための取組

地域による見守りに加え、ICTを活用した見守りなど、ニーズや社会状況に応じながら制度の持続可能性を踏まえて支援サービスの最適化を図るとともに、適時適切な利用につながるよう一層の広報に努め、ひとり暮らし高齢者の緊急時における対応などの支援を推進します。

### ➡ 高齢者等緊急通報システム事業【携帯型】【自宅設置型】

対象者	次のA～Cのいずれかに該当する方 A：在宅高齢者で次の①～③の要件をすべて満たす方 ① 65歳以上 ② 心臓疾患、高血圧等の慢性疾患のため日常生活に注意を要する方 ③ ひとり暮らしまたはそれに準ずる世帯の方 B：75歳以上のひとり暮らしの方 C：認知症による行方不明のため生命に危険の可能性があり、次の①・②のいずれかに該当する方〔携帯型のみ〕 ① 65歳以上の方 ② 若年性認知症で要介護1以上の方						
サービス内容	① 24時間365日体制での緊急時対応 ② 健康相談 ③ 位置検索〔携帯型のみ〕						
利用者負担	所得に応じて異なります。 携帯型：月額0円～2,070円      自宅設置型：月額0円～4,580円						
実績・計画		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	携帯型	1,094台	1,218台	1,259台	事業継続 →		
	自宅設置型	597台	509台	466台			
	合計	1,691台	1,727台	1,725台			
令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。							

② 日常生活用具給付事業

対象者	自動消火器：65歳以上の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者で、世帯全員が市民税非課税世帯の方 電磁調理器：心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者世帯等で、世帯全員が市民税非課税世帯の方						
サービス内容	自動消火器の給付（基準限度額 36,800円） 電磁調理器の給付（基準限度額 33,000円）						
利用者負担	所得に応じて0%～10%の利用者負担があります。						
実績・計画		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	自動消火器	0件	3件	1件	事業継続 		
電磁調理器	9件	16件	11件				
令和3、4年度は実績値、令和5年度以降は見込みです。							

## iv) 要支援者等の介護予防・重度化防止

要介護リスクが高くなっている後期高齢者人口は、今後増加し続ける一方で、生産年齢人口は継続的に減少し、ギャップは拡大し続けています。

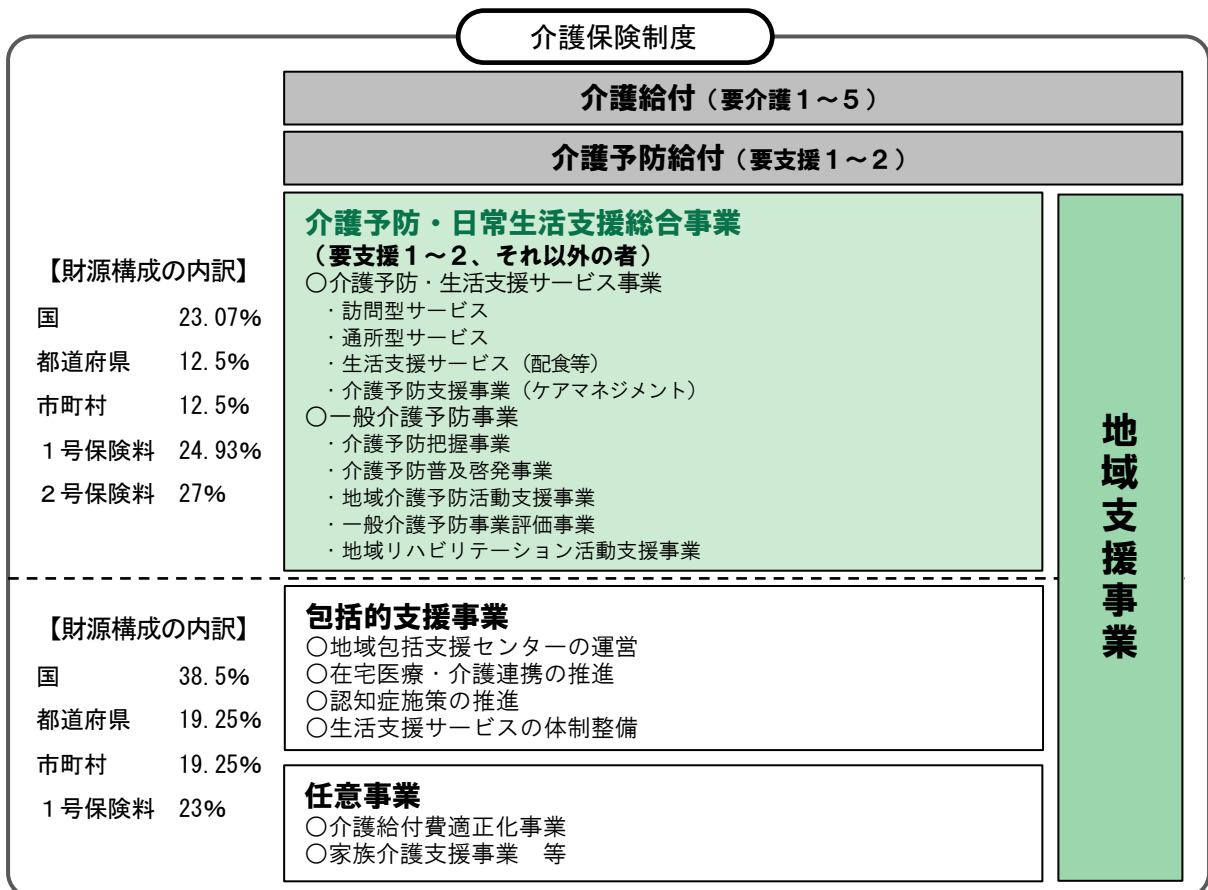
さらに、家族の支援を受けにくい単身世帯・高齢者のみ世帯等の増加により、軽度の生活支援ニーズは高齢者人口の増加以上に伸びることが予想されます。しかし、在宅介護サービスのニーズが増加する中で、それを支える専門職数の確保は、要介護者等の増加に対応できるほどは期待できません。

今後の介護保険制度の運用は、増加するニーズへの対応と担い手となる生産年齢人口の減少という、二つの困難な条件のもとで進める必要があります。

このような社会背景を踏まえ、平成27(2015)年の介護保険制度の改正で、地域支援事業の中に新たに「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」が創設されました。総合事業では、専門職によるサービスが必要な方には専門的サービスを確保しつつ、地域の社会資源等を活用して、民間事業者やNPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスの提供を充実させることで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

総合事業は、①65歳以上の被保険者に対して、介護予防の普及啓発や地域の介護予防活動の支援を行う一般介護予防事業と、②要支援者等に対して必要な支援を行う訪問型・通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業から構成されています。

【介護予防・日常生活支援総合事業(厚生労働省資料から改変)】



## （1）介護予防・日常生活支援総合事業の再編

本市の総合事業は、介護予防の普及啓発や、地域活動支援等を中心とした一般介護予防事業と、専門職以外のケアの担い手のすそ野拡大等を目的として基準を緩和した介護予防・生活支援サービス事業を中心に展開してきました。

第8期計画では、従前の取組に加え、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる「2040年への備え」等として、「自立支援・重度化防止の推進」を重点目標として掲げ、特に状態の改善可能性が高い要支援高齢者等に対する重度化防止の取組を強化するためのモデル事業を実施しました。

本市では、約400人/月の高齢者が新規の要支援認定を受けており、平成27（2015）年4月から令和2（2020）年4月までの期間の集計では、そのうちの約30%が1年後の認定更新で状態が悪化しています。

【平成27（2015）年4月から令和2（2020）年3月までの新規認定者の初回更新時の変化状況】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
悪化	33.8%	27.5%	26.7%	19.2%	13.8%	6.1%	0.0%	23.1%
改善	0.0%	13.2%	7.5%	19.7%	28.9%	30.5%	21.7%	12.8%
維持	33.5%	32.3%	39.4%	26.8%	22.7%	20.8%	20.6%	31.2%
更新無・終了	32.7%	26.9%	26.4%	34.3%	34.5%	42.6%	57.7%	32.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響による認定期間の延長の特例の影響を除くため、令和2年4月以降のデータを集計対象外としている。

要支援高齢者は、買い物など生活行為（IADL）の一部は低下しているものの、身の回りの動作（ADL）は自立している状態であり、要支援状態となる原因疾患の約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下とされています。

要支援者等への効果的な支援モデルを実現するためには、医療等の視点に基づく、改善可能性の予測や、廃用・重度化予防と、対象者の活動的な日常生活を支える生活支援・自立支援の両面からのアプローチが必要となるため、異なる視点・強みを持った多職種・多様な主体による支援が必要となります。

また、要支援高齢者の状態像を踏まえると、身の回りの動作は自立しており、生活の中でできることが多いことから、本人・家族の意欲に働きかけ、主体的な行動変容を促しながら、日常の中でできることを増やす支援を適切に行うことで、低下した活動量を回復し、状態悪化を防止できると考えられます。

そのように、本人ができることを活かす支援は個別性が高くなるため、介護の手間を評価した従前の介護サービスの構造とは異なるサポートメニューを構築するとともに、ニーズに応じた多様な地域資源の充実が必要となります。

【第9期計画における総合事業の取組の方向性】

サービス提供体制の維持（従前相当・緩和型サービス等）

- 報酬構造の簡略化による事務負担の軽減等
- 国の報酬改定の動向を踏まえた報酬水準の見直し
- 個別事例単位の検証による自立支援に効果的なサービス内容、対象者像等の確認（第9期計画期間中に整理）

要支援者等の介護予防・重度化防止に資する支援体制の整備

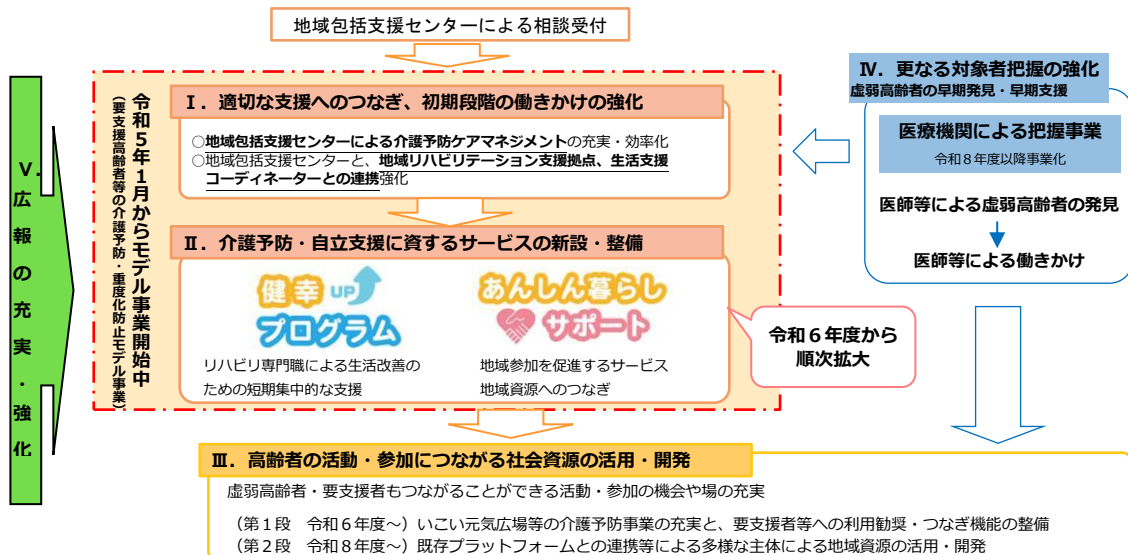
- 地域包括支援センターの体制整備（法改正対応を含む）
- 介護予防ケアマネジメントC 類型の整備、帳票の簡素化、事務効率化
- 地域リハビリテーション支援拠点、生活支援コーディネーター配置事業所の増設
- 自立支援型サービス（健幸 UP!!プログラム、あんしん暮らしサポート）の整備
- 広報の見直し

地域資源の充実（要支援者等を対象とした資源づくり）

- 既存の介護予防事業（いこい元気広場 等）の拡充
- 民間企業等の多様な主体の参画を得るための取組の具体化

【要支援者等の重度化防止の取組イメージ】

虚弱・要支援高齢者に対して、介護予防・自立支援に資するサービスの選択肢を充実させ、自立を支援して社会参加につなぎ、地域の中で元気に暮らせるようにする



① 自立支援型サービスの整備

➡ 健幸 UP!!プログラム

健幸 UP!!プログラムは、要支援者認定を受けた方や事業対象者（以下、「要支援者等」という。）に対して、リハビリ専門職による短期集中的な支援を行います。

身体機能の不安等から日常の活動量が低下している方について、その方の状態等に合った生活改善のためのプログラムを提案・実施し、対象者が自身の力で生活を継続できるよう働きかけます。

対象者	要支援1・2、事業対象者				
サービス内容	リハビリ専門職による短期集中的な生活改善プログラムを提供します。				
利用者負担	無し				
実績・計画	第8期		第9期		
	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	モデル実施		165件	345件	690件
	<small>※令和5年1月からモデル実施 ※支援件数は、1名の利用者の1月の利用を1件としてカウント</small>				

➡ あんしん暮らしサポート

あんしん暮らしサポートは、概ね6か月程度の定期的な訪問により、地域活動等への参加支援や、一時的な状態の低下等によって不安を抱えている家事等を自身の力でできるように見守りの支援等を行います。

（※）本事業は、小地域における生活支援体制整備事業を受託している（看護）小規模多機能型居宅介護事業所が実施します。

対象者	要支援1・2、事業対象者				
サービス内容	ライフサポートワーカーの定期訪問等により、閉じこもり予防のための地域参加支援等を行います。				
利用者負担	無し				
実績・計画	第8期		第9期		
	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
	モデル実施		570件	1,290件	2,010件
	<small>※令和5年1月からモデル実施 ※支援件数は、1名の利用者の1月の利用を1件としてカウント</small>				

## (2) 生活支援体制の整備

本市では、平成28(2016)年度に区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置しており、「住民主体の支え合いの地域づくりの実現」(地域支援機能)を位置づけ、地域みまもり支援センターの地域ケア推進課及び地域支援課職員を「生活支援コーディネーター★」としています。各区が作成した地区カルテ等を活用しながら、地域アセスメント(地域課題の把握や分析・検討)を行い、住民自らの課題意識に基づいた生活支援や介護予防活動の創出につなげています。

### ◎ 小地域における生活支援体制整備事業

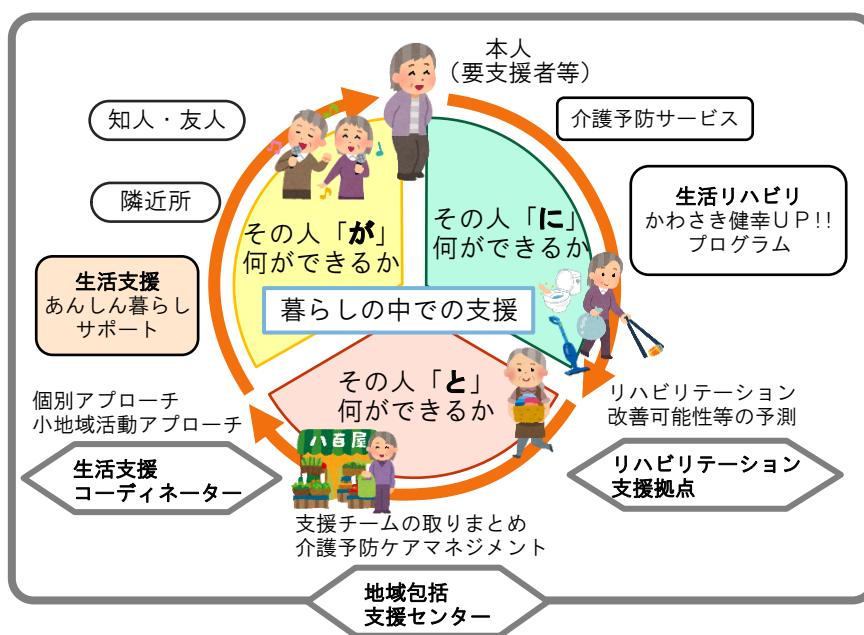
今後ますます多様化する住民の生活支援ニーズ等に対応するために、地域密着型サービス事業所等に生活支援コーディネーターの配置を進めています。地域ケア圏域よりさらに小さい地域単位において、「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、人の生活と地域をつなぐ取組を進めています。具体的には、つながることができる資源(≡居場所)を知り、つなぐ、増やすことで、虚弱になってもつながり続けることができる資源づくり(≡居場所づくり)を進めます。

また、地域密着型サービス事業所の運営推進会議や地域ケア会議等の場を活用して、区役所の関係職員や生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等と顔の見える関係を構築しながら、連携強化を推進しています。

令和5(2023)年1月から、生活支援コーディネーターが培った「個別支援」「地域支援」を発展させ、要支援相当の高齢者を対象とした「介護予防・重度化防止モデル事業」の「あんしん暮らしサポート」をモデル地域で展開してきました。地域包括支援センターや地域リハビリテーション支援拠点と協働し、要支援相当の高齢者の状態像に合わせて、活動量の低下や閉じこもりを予防しながら、高齢者自身ができることを活かした支援を進めていきます。



【要支援者等の状態像に合わせた支援のためのチーム】



〔実績・計画〕

	第8期		第9期		
	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
委託事業所数	18	22	28	34	40



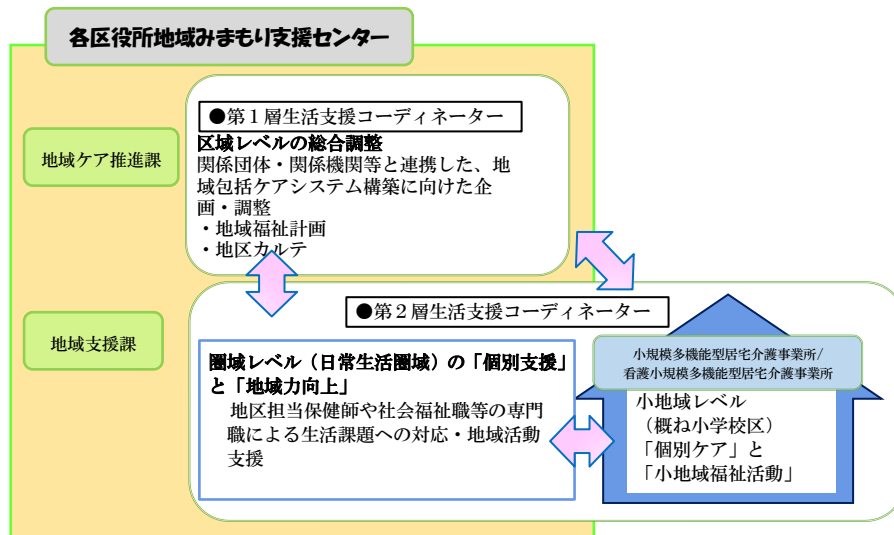
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援や介護予防の体制づくりを推進し、地域の特性や生活課題を把握し、サービスの開発や担い手の発掘・育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチングなどを行う者を生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）といいます。

### (3) 地域資源の充実

川崎市では、平成28(2016)年度に地域みまもり支援センターの設置に合わせて、区の地域力の向上の取組に組み込む形で生活支援体制整備事業を開始しました。

令和元(2019)年10月は、より小さい地域単位の働きかけを可能とする体制づくりのため第2層生活支援コーディネーター(以下、第2層SCという。)を介護事業所に設置する『小地域における生活支援体制整備事業』を進めています。



#### ① 住民主体による要支援者等支援事業

要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO 法人等への支援を通して、地域の高齢者の閉じこもりを予防し、地域住民による見守り・支え合いのネットワークづくりを進める「住民主体による要支援者等支援事業」を推進します。

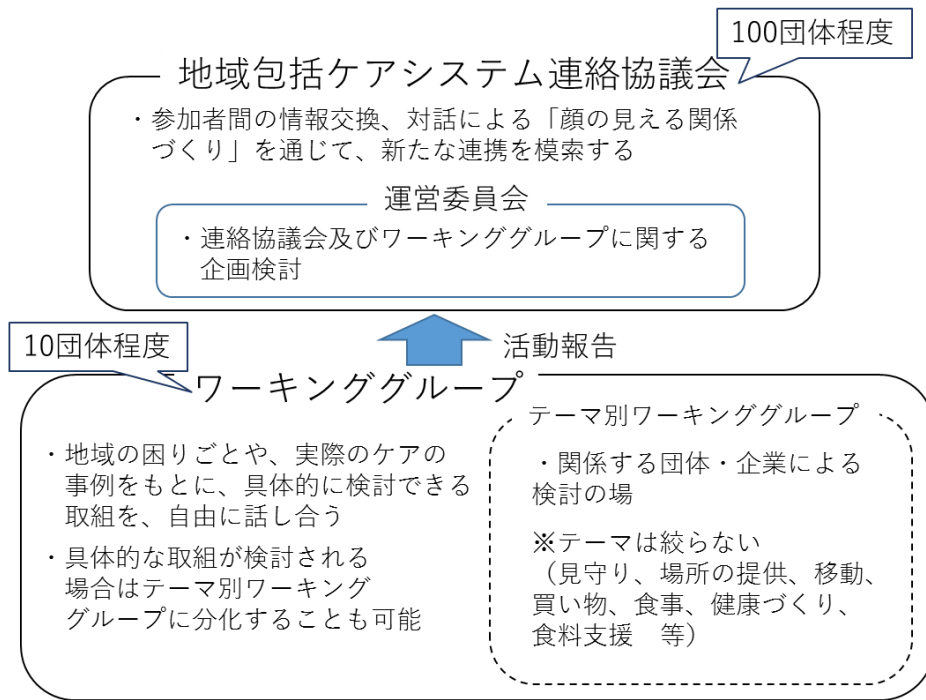
#### ② 地域包括ケアシステム連絡協議会・ワーキンググループ

民間企業等の多様な主体による参加・活動の場づくりや、サービスの利用機会を通じたつながりづくりに向けて、100を超える企業・団体が参画する「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」の開催を通じた顔の見える関係づくり、連携のきっかけづくりを進めます。

また、具体的なプロジェクトの創出に向け、川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体による「ワーキンググループ」を令和3(2021)年3月に設置・開催しています。

今後も、連絡協議会・ワーキンググループの開催を通じて、民間企業への地域のつながりづくりへの意識醸成や、市民・支援者へのサービスの活用促進に向けた取組を進めます。

【川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会・ワーキンググループの構成】



➡ 地域ケア会議を活用したニーズ把握の取組

テーマ別ワーキンググループにおいて効果的に検討を進めるため、地域ケア会議を活用して地域包括支援センター等が把握している生活支援ニーズ等を抽出・整理し、地域包括ケアシステム連絡協議会・ワーキンググループに提供する仕組みを整備します。

